

## 75歳以上の者に対する市営バスの利用料免除について(案)

## 〔目的〕

- ・高齢者運転免許自主返納制度の支援内容拡充で利用料免除を無期限とすることに伴い、そもそも運転免許証を所持していない高齢者との間に生ずる不公平感の解消を図る。
- ・市営バスを生活交通として利用している75歳以上の者に対して、市営バスの利用料を免除することで、その負担の軽減を図る。
- ・利用料免除がきっかけで75歳以上の者が外出し、体を動かしたり、地域で交流したりすることで、心身の健康づくりを進め、健康寿命の延伸に資する。

## 〔実施日〕

平成31年4月1日から

## 〔利用料(減免)の概要〕

現行	平成31年4月1日から
1. 条例※1第3条(利用料)	1. 条例※1第3条(利用料)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人乗車1回につき100円</li> <li>・小学生は1人乗車1回につき50円</li> <li>・就学前児童は無料</li> </ul>	変更なし
2. 規則※2第10条(料金の免除)	2. 規則※2第10条(料金の免除)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会が小中学校の通学の交通手段に市営バスの利用が適当と認めた者</li> <li>・身体障害者手帳等を所持する者及びその介添人</li> <li>・その他、やむを得ない事情により、市長が特に必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会が小中学校の通学の交通手段に市営バスの利用が適当と認めた者</li> <li>・身体障害者手帳等を所持する者及びその介添人</li> <li>・<u>75歳以上の者</u></li> <li>・その他、やむを得ない事情により、市長が特に必要と認めた者</li> </ul>

※今回の利用料の免除は、規則の改正により実施する。

## 〔改正にあたって〕

利用料の免除については、通常、「申請→許可→フリーパス発行」の手順となる(身体障害者手帳等を持っている人は手帳の提示のみで可)。75歳以上の者においても、市営バスの運転員が対象者であるか確認する必要があるため、通常の手順を踏むこととする。

※1 条例とは、「阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例」です。

※2 規則とは、「阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例施行規則」です。